

徳島県告示第七百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
星河内土地改良区

- 二 就任清算人

氏名	住 所
坂本 正 美	徳島市上八万町星河内七一三
佐々木 成 治	八五三
北原 征 一	六三七
坂口 義 輝	八二六
曾良 秀 明	八〇三
武市 慧 治	八四〇
河上 勝 夫	六三六